

豊島区マンション管理推進条例施行規則

平成 25 年 6 月 6 日

豊島区規則第 56 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、豊島区マンション管理推進条例（平成 24 年豊島区条例第 39 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(届出)

第 3 条 条例第 11 条第 1 項に規定する規則で定める事項とは、マンション管理状況届出書兼変更届出書（別記第 1 号様式）に掲げる事項とする。

2 マンション代表者等は、前項に規定する届出書を、速やかに区長に届け出なければならない。ただし、条例の施行後新たに条例第 3 条の適用を受けるマンションにあつては、適用後最初の管理組合の総会開催後に届け出ることができる。

3 条例第 11 条に規定する変更届は、マンション管理状況届出書兼変更届出書（別記第 1 号様式）による。

4 前項の規定による届出が必要な変更は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 管理組合
- (2) 管理者等
- (3) 管理規約
- (4) 総会開催
- (5) 管理費
- (6) 修繕積立金
- (7) 修繕の計画的な実施（大規模な修繕工事）
- (8) 区分所有者名簿
- (9) 長期修繕計画
- (10) 受託管理業者
- (11) 連絡先

5 マンション代表者等は、当該マンションが条例第 3 条の規定の適用がなくなった場合は、その

旨を速やかに区長に届け出なければならない。

- 6 区長は、マンション代表者等に対し、マンション管理状況届出書兼変更届出書の内容を確認するために必要な書類の提出又は閲覧を求めることができる。
- 7 区長は、マンション代表者等に対し、条例第 11 条第 1 項に規定する届出及び更新を求めることができる。

(名簿等の作成及び保管)

第 4 条 条例第 14 条第 1 項に規定する名簿等は、次の各号に定めるところによる。

ただし、マンション代表者等は当該マンションの実情に応じて記載事項を追加することができる。

- (1) 区分所有者名簿は、次に掲げる事項を記載するものとする。

- ア 住戸番号
- イ 区分所有者氏名
- ウ 区分所有者住所または所在地
- エ 自宅電話番号
- オ 緊急時の連絡先及び電話番号
- カ 登録（更新）年月日

- (2) 居住者等名簿は、次に掲げる事項を記載するものとする。

- ア 住戸番号
- イ 世帯主又は代表者氏名
- ウ 居住者等の氏名
- エ 電話番号
- オ 緊急時又は不在時の連絡先及び電話番号
- カ 災害時要援護者の有無及び援護を要する事由並びに援護活動にあたって配慮を要する事項
- キ 居住者等以外の緊急連絡先
- ク 登録（更新）年月日

- (3) 名簿の取扱いに関する細則については、次に掲げる事項を記載するものとする。

- ア 作成及び利用目的
- イ 記載事項
- ウ 届出及び更新方法
- エ 管理及び保管方法並びに保管場所
- オ 閲覧方法
- カ 外部提供の範囲
- キ 守秘義務

(設計図書及び修繕履歴等管理に関する図書の適正保管)

第5条 条例第15条に規定する、区長が特別の事情があると認める場合とは、設計図書が管理組合に保管されておらず、分譲業者及び施工業者にも保管されていないことが確認された場合又は各業者が倒産等により現存しないことが確認された場合とする。

(連絡先の明確化)

第6条 条例第16条第1項に規定する管理組合用の郵便受けは、管理組合専用の郵便受けを設置することが難しい場合は、マンション代表者等の郵便受けと兼用することができる。

(緊急連絡先表示板の設置)

第7条 条例第16条第2項に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとし、緊急連絡先表示板は、主に使用する出入り口付近で訪問者が確認できる場所に、風雨等のため容易に破損又は倒壊をしない方法で設置するものとする。

- (1) 管理者又は管理員の氏名（法人の場合は名称及び代表者の氏名）
- (2) 緊急時又は不在時の連絡先及び電話番号
- (3) 管理の方法

2 マンション代表者等は、前項の表示板をその記載事項が不鮮明にならないように維持管理し、記載事項に変更が生じた場合は速やかに更新するものとする。

(管理用の施設や設備及び管理員等管理体制の維持)

第8条 条例第17条に規定する区長が特別の事情があると認める場合とは、建物の大幅な形状変更を必要とするもの等とする。

(地域とのコミュニティの形成)

第9条 条例第26条第2項の規定による加入等協議を行ったマンション代表者等は、区長に町会・自治会加入等協議報告書（別記第2号様式）を提出するものとする。

(公表)

第10条 条例第28条第2項の規定による公表は、告示等区民に広く周知する方法により行うものとする。

(委任)

第11条 この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規則は、平成25年7月1日から施行する。

附則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。